様式第５号（第７条関係）

誓約書兼同意書

　廿日市市長　様

　廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金の申請にあたり、次の全ての事項について誓約します。　なお、この誓約事項に関し、市が調査することについて同意します。

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力

団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規定する暴力団

又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないこと。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に定める

風俗営業を営む者でないこと。

1. 廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付要綱（令和３年告示第７９号）（以下「要綱」と

いう。）の規定に従い補助事業を実施すること。

1. 補助対象設備が廿日市市事業所用創エネ・省エネ設備導入促進補助金交付要綱別表１に掲げる要件を満た

していること。また、補助対象経費に同要綱第５条に掲げる経費以外が含まれていないこと。

1. 創エネルギー設備を導入する場合、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３

年法律第１０８号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。また、同法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項に準拠して事業を実施すること。

1. 補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
2. 補助対象設備について、他の補助金の交付を受けていないこと、かつ受ける予定がないこと。
3. 法定耐用年数を経過するまでの間、補助金の目的に従い適切に管理・使用すること。やむを得ず処分(補助

金の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、廃棄又は担保に供すること）が必要となった場合は、事前に廿日市市長の承認を得た上で処分すること。

1. 本誓約事項に反する事実が判明した場合など、交付決定の全部又は一部取消及び補助金の返還命令を受け

たときは、これに従うこと。

　　　　　年　　月　　日

所　在　地

　　事業者名称

代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。